

## ■ 論文

『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』  
に対するコメントレターの影響の分析

中山重穂

目次
I はじめに
II 先行研究
III 仮説の設定
IV 検証方法
V 分析結果
VI 結び
注
参考資料

## ▶ 要旨

本研究では、外部関係者からのコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かを、『討議資料』に対するコメントレターにおけるIASB提案への賛成意見数および不賛成意見数をもとに検証した。また、加えて、特定の外部関係者からのコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かについても同様な方法で検証した。

分析の結果、本研究において設定した仮説1「外部関係者のコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている」および仮説2「特定の外部関係者のコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている」のいずれも支持する結果は得られず、外部関係者からのコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があることを示す有力な証拠を発見することはできなかった。

## ▶ キーワード

IASB デュープロセス コメントレター 『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』 外部関係者

## I はじめに

本研究の目的は、国際会計基準審議会（以下、IASB）への外部関係者からのコメントレーターが、IASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かを検証することにある。

日本の会計基準（以下、日本基準）の適用を取り止め、国際財務報告基準（以下、IFRS）に基づき財務報告を行う日本企業が年々、増加している。その数は、適用予定の企業も含めると、2018年6月の時点で193社となっている<sup>1)</sup>。その一方で、日本基準とIFRSとの間には、依然として重要な相違が存在している。日本基準を適用している企業とIFRSを適用している企業との財務諸表の比較可能性を向上させるためにも、それら相違の解消および将来的な相違の発生回避が課題となる。

日本基準とIFRSとの相違を解消する方法には、IFRSを修正して日本基準との相違を解消する方法、日本基準を修正してIFRSとの相違を解消する方法、および日本基準とIFRSの双方を修正して相違を解消する方法が考えられる。日本基準で採用されている会計手続きとIFRSで採用されている会計手続きのいずれが財務報告の意思決定有用性を高めるか、といった問題はあるものの、日本国内の財務報告利用者や財務報告作成者の立場からすれば、日本基準に通じていること、日本基準が国内の経済環境や利害関係者の見解を考慮して設定されていることなどから、IFRSが修正されるほうが望ましい場合が多いであろう<sup>2)</sup>。

一方、IASBを管轄するIFRS財団は、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた会計基準を開発すること、それらの基準の利用と厳格な適用を促進すること、公表されたIFRSの採用を各国会計基準とIFRSのコンバージェンスを通じて促進することなどを目的に掲げ（IASB, 2016a, para.2）、基準設定活動を行っている。IASBは、それらの目的を果たすためにも、IFRSの設定活動およびIFRSの公表を通じて、国際的な会計基準設定主体としての正統性<sup>3)</sup>を高める必要がある。

IASBのアンケート調査によれば、2018年4月の時点で調査が完了した166法域のうち、自法域内のすべてあるいはほとんどの公開会社等にIFRSによる財務報告書の作成を要請している法域は144法域（87%）、自法域の一部の公開会社等にIFRSの適用を許可もしくは要請している法域は13法域（8%）であるという<sup>4)</sup>。国連加盟国数は193か国であり<sup>5)</sup>、したがって、国連加盟国であってもIASBの上記調査結果に含まれていない国もあることになる。しかし、それでもIFRSの適用を認めている国の割合はかなり高いといえ、国際的な会計基準設定主体としてのIASBの正統性は相応に認知されているといつてよいであろう。

IASBは、自らの正統性を継続的に確立し、上述の目的の遂行をより確実なものとするために、IFRS設定のためのデュープロセスを整備し、公表している（Richardson & Eberlein, 2011）。IASBによるデュープロセスは、透明性、完全で公正な協議、および説明責任の原則のもと設計されており（IASB, 2016b, para.1.6）、IFRS設定に際して採用される原則的な手順を示している。

先行研究では、会計基準設定主体としての正統性を高めるためには、基準設定のデュープロセスへの外部関係者の参加が重要であることが指摘されている (Tandy & Wilburn, 1992; Durocher *et al.*, 2007; Larson, 2007)。

IASB のデュープロセスには、各国会計基準設定主体と意見交換をすること、IASB のためのアドバイザーグループを設置すること、討議資料および公開草案といったデュープロセス文書を公表し、コメントを受け付け、検討すること、必要に応じて公聴会あるいはフィールドテストを実施することが含まれており (IASB, 2017, preface para.17)、IFRS 設定に IASB 外部の関係者の意見を取り込む姿勢が示されている。このような姿勢は、「IFRS は、会計士、財務アナリスト及びその他の財務諸表利用者、産業界、証券取引所、規制監督機関、学識者、並びに関心を有する世界中の個人及び組織が関与する国際的なデュー・プロセスを経て開発される。」 (IASB, 2017, preface para.17) と、IFRS の前文においても明言されている。

実際、IASB は、会計基準アドバイザーフォーラムや IFRS 諮問会議などの諮問機関を設置し、各国、各地域、およびその他関係者の代表者からの提言を受けている (例えば、ASBJ, 2017; EFRAG, 2017 など)。また、IASB は、2001年から2008年までの間に公表した57のデュープロセス文書について、1,577名の回答者から5,921通のコメントレターを (Larson & Herz, 2013)、2006年から2012年までの間に公表した56のデュープロセス文書については、8,825通のコメントレターを受け取り (Dobler & Knospe, 2016)、IFRS 設定の参考としている。

デュープロセスが有効に機能すれば、IASB 外部の関係者に事前に IASB の見解を示すことができるとともに、外部関係者の意見を聴取、参照することによって、外部関係者の理解および合意をより多く得た、IFRS の整備が可能となるであろう。そして、その結果、IASB は、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた会計基準を開発すること、それらの基準の利用と厳格な適用を促進すること、IASB によって公表された IFRS の採用を各国会計基準と IFRS のコンバージェンスを通じて促進することといった IFRS 財団の掲げる目的の達成も可能となるであろう。

一方、外部関係者からすれば、デュープロセスを積極的に活用し、意見を発信することは、デュープロセスの本来のねらいである IFRS 財団の目的達成に貢献することになるだけでなく、自らの利害と一致した会計手続きの採用を促す、ロビーイング活動の一手段となりえる (Sutton, 1984; Buckmaster *et al.*, 1994; Georgiou, 2010; Hansen, 2011; Orens *et al.*, 2011)。実際、コメントレターは、財務報告利用者、財務報告作成者、会計専門職団体、会計基準設定主体といった IFRS 設定に利害関係を持つ各国関係者から投稿されたものが大多数であり (Larson & Herz, 2013; Dobler & Knospe, 2016)、それらのコメントレターにおいては、デュープロセス文書への賛否の表明だけでなく、賛否の根拠や具体的な修正案が、多数、述べられている。

日本基準と IFRS のコンバージェンスにおいても、IASB が構築したデュープロセスを活用し、日本の関係者から IASB へと意見を発信することは、IFRS を日本基準と同内容に修正し、両基

準間の相違を解消することに役立つかもしれない。実際、日本からも企業会計基準委員会（以下、ASBJ）、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、日本経済団体連合会などといった諸組織や個人によってコメントレーターが投稿されている。また、ASBJからはリサーチペーパーやショートペーパーがIASBに向けて発信されている<sup>6)</sup>。

しかし、そのような外部関係者によるデュープロセスの積極的な利用の動きがある一方で、実際には、外部意見の参照は単なる誣い文句であって、コメントレーターなどの外部からの意見は、IASBのデュープロセスにおいて活用されておらず、有名無実と化している可能性もある。あるいは、外部からの意見には、意見発信者の自己利益を誘導する見解や提案が多く、内容的に合理性や公正性を欠くため、外部関係者からのコメントレーターはIASBのデュープロセスにおいて無視されているかもしれない。

外部意見の参照を意図したコメントレーターの募集は基準設定において有効に機能しているのだろうか。かかる問題意識のもと、本研究では、IASBに対する外部関係者からのコメントレーターの分析を通じて、コメントレーターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かを検証する。加えて、特定の関係者からのコメントレーターが影響力を持っているのかどうかについても明らかにする。

以下においては、まず、IIにおいて、外部関係者のIFRS設定への関与および影響に関する先行研究をレビューする。次に、IIIにおいて、先行研究をもとに仮説を設定し、IVでは、仮説の検証方法と検証モデルを示す。そして、Vで検証結果を示した後に、VIでは、検証結果から導かれるインプリケーションを提示し、結びとする。

## II 先行研究

米国財務会計基準審議会（以下、FASB）、英国会計基準審議会、IASBの前身である国際会計基準委員会（以下、IASC）などといった、会計基準設定主体による基準設定活動に対する外部関係者の関与についての先行研究は数多く存在している（Larson, 2007; Larson & Herz, 2013; Gipper *et al.*, 2013）。そのような中であって、IASBの基準設定活動に対する外部関係者の関与についての研究も、IASBが相対的に新しい会計基準設定主体であることやIFRSを適用する国あるいは法域が増加したこともあって、近年、蓄積が進んでいる（Standish, 2003; Kwok & Sharp, 2005; Jorissen *et al.*, 2006; Larson, 2007; Fülbier *et al.*, 2009; Chapple *et al.*, 2010; Georgiou, 2010; Bengtsson, 2011; Katselas *et al.*, 2011; Hansen, 2011; Orens *et al.*, 2011; Larson & Herz, 2011, 2013; Jorissen *et al.*, 2012, 2013; Bamber & McMeeking, 2016; Dobler & Knospe, 2016; Pelger & Spieß, 2017など）。以下においては、外部関係者のIFRS設定への関与、およびIFRS設定への影響についての先行研究を中心にその内容を整理する。

IFRS設定における主要な外部関係者としては、IFRSを適用した財務報告の利用者である投

資者やアナリスト、財務報告作成者である企業やその業界団体、会計監査を担当する会計士、会計事務所あるいは会計士団体、およびIFRS適用国の監督官庁や会計基準設定主体があげられる。前出の先行研究は、これら外部関係者によるIFRS設定プロセスへの関与の調査を主要な目的としている。

外部関係者のIFRS設定プロセスへの関与方法は複数考えられるが、IASBは、基準設定のためのデュープロセスを用意し、外部関係者の基準設定への関与が可能となる機会を設けている。具体的には、IFRSを新たに設定あるいは修正する場合に、各国会計基準設定主体と意見交換をする、討議資料や公開草案といったデュープロセス文書を公表し、コメントレターを受け付ける、必要に応じて公聴会を開催するなどといったものである。先行研究のほとんどは、このような機会のうち、外部関係者によって投稿されたコメントレターを調査することによって、外部関係者のIFRS設定プロセスへの関与について調査をしている。

そのような先行研究では、財務報告作成者である企業、会計事務所や会計士団体といった会計専門職、および各国会計基準設定主体からのコメントレターの占める割合が多く、財務報告利用者や学識者からのものは少ないことが示されている (Jorissen *et al.*, 2006; Larson, 2007; Larson & Herz, 2011; Jorissen *et al.*, 2012; Larson & Herz, 2013; Dobler & Knospe, 2016)。例えば、Larson & Herz (2011) では、2001年から2008年までの間にIASBが公表した討議資料や公開草案など55のデュープロセス文書に対する5,702通のコメントレターと国際財務報告解釈指針委員会 (以下、IFRIC) の公表した24の解釈指針草案に対する1,058通のコメントレターとの合計6,760通のコメントレターをもとに調査を行った結果、企業および業界団体からが41%、会計事務所および会計士団体など会計専門職からが28%、会計基準設定主体からが15%、学識者からが3%という構成割合であったことが報告されている。

また、財務報告作成者である企業については、小規模企業よりも大規模企業がより多くのコメントレターを投稿していたこと (Jorissen *et al.*, 2006; Katselas *et al.*, 2011)、コメントレターを投稿した財務報告作成者は、投稿しなかった財務報告作成者と比べ、大規模で、利益をあげていたこと (Jorissen *et al.*, 2012)、提案された会計基準が採用された場合に、マイナスのキャッシュフローがもたらされると予測される財務報告作成者が、積極的に意見を発信していたこと (Jorissen *et al.*, 2006)、財務報告作成者は他の外部関係者と比べて、デュープロセスの後半 (討議資料よりも公開草案) により多くのコメントレターを投稿していたこと (Jorissen *et al.*, 2012) なども指摘されている。

その他に、財務報告作成者、会計士、会計基準設定主体は会計数値に大きな影響を及ぼす問題により多くのコメントレターを投稿していたこと (Jorissen *et al.*, 2012)、財務報告利用者、証券取引所、およびその監督者は、開示にかかわる問題に、より多くのコメントレターを投稿していたこと、(Jorissen *et al.*, 2012)、会計事務所や会計士は顧客である財務報告作成者の利益と異なる立場を取る場合があること (Jorissen *et al.*, 2006) なども指摘されている。

次に、コメントレーターを地域別に分析した場合、世界各国からコメントレーターは投稿されているものの、欧米諸国からのものが多数を占めていたことが確認されている (Jorissen *et al.*, 2006; Larson, 2007; Larson & Herz, 2011, 2013; Dobler & Knospe, 2016)。例えば, Larson & Herz (2013) では、2001年から2008年までの間に IASB が公表した57のデュープロセス文書に対する、93か国、1,577名の回答者からのコメントレーター5,921通を調査し、ヨーロッパ45%、北アメリカ30%、アジア太平洋地域16%、アフリカ5%、南アメリカ1%、その他3%という構成割合であったことが示されている。また、EU加盟国や米国、カナダ、オーストラリアなどといった G4+1メンバー国からのコメントが多いことも明らかにされている。

加えて、会計士団体や会計基準設定主体によるコメントレーターは世界中から届くが、企業や業界団体によるものは主に欧米諸国からであったこと (Jorissen *et al.*, 2006)、学識者からの投稿のほとんどは G4+1の国々からであったこと (Larson & Herz, 2011)、IASB への寄付額が多い、資本市場がより大きく発展している、経済規模が大きいといった特徴を持つ国からのコメントレーターが多数を占めていたこと (Larson & Herz, 2013; Dobler & Knospe, 2016) なども明らかにされている。さらに、先進国29か国を対象とした場合に、IFRS と相違する会計基準を有する国から多くのコメントが投稿される傾向があったことも確認されている (Larson & Herz, 2013)。また、非英語圏からの投稿は少ない傾向があり、言語が障壁となっている可能性も指摘されている (Standish, 2003; Jorissen *et al.*, 2013; Dobler & Knospe, 2016)。

コメントレーターの IFRS 設定への影響については、コメントレーターにおける多数意見が IFRS 設定に必ずしも反映されるわけではないというもの (Cortese & Irvine, 2010; Chapple *et al.*, 2010)、特定の外部関係者が支配力を有しているとはいえないというもの (Giner & Arce, 2012)、ある外部関係者のコメントが他の関係者のものと比べ、受け入れられやすい、あるいは受け入れられにくいというもの (Hansen, 2011; Bamber & McMeeking, 2016) などがある。

Cortese & Irvine (2010) は、IASB 時代に開始されたプロジェクトである「鉱物資源の探査および評価」を題材としてコメントレーターの影響を分析している。同プロジェクトでは、IASB が原案として提示した単一の会計手続き (成功成果原価法) の採用にコメントレーターの過半数 (78%) が賛成していたにも関わらず、2004年に公表された IFRS 第6号「鉱物資源の探査および評価」では、実質的に従来と変わらない、二つの方法 (全部原価法と成功成果原価法) からの選択適用が可能な会計手続きが、継続的に採用されることとなり、このため、Cortese & Irvine (2010) は、IFRS 設定プロセスにはコメントレーターにおける多数意見が反映されないブラックボックスがあると指摘している。

2006年に公表された IFRIC 解釈指針草案 D20号「カスタマーロイヤリティプログラム」へのコメントレーターを分析した Chapple *et al.* (2010) では、提案された会計手続きのうちで最も反対が多かったが (68%)、IASB と FASB の収益認識プロジェクトと統合的な資産負債アプローチに基づく会計手続きである顧客への特典を負債として繰り延べる方法が、解釈指針第13号「カ

スタマロイヤリティプログラム」において採用されたことをもとに、コメントレターでの多数意見が必ずしも基準設定に反映されるわけではないことを示している。

Giner & Arce (2012) では、IFRS 第2号「株式に基づく報酬」の設定プロセスで投稿されたコメントレターをもとに、外部関係者のIFRS設定への影響を調査している。Giner & Arce (2012) は、分析の結果、特定の外部関係者が影響力を持っているとはいえないと結論付けている。また、同プロセスでは、株式に基づく報酬を費用計上するというIASBの基本方針には揺るぎがなく、概念的なコメントのみが考慮されていたことを指摘している。

Bamber & McMeeking (2016) は、2005年に公表されたIFRS第7号「金融商品：開示」の設定プロセスで公表された公開草案、議事録、コメントレター等をもとに、投稿されたコメントがIFRS設定の際に議論され、採用されているか否かを調査している。その結果、Bamber & McMeeking (2016) は、特定の外部関係者ないしは国が設定プロセスを支配しているという結果は得られなかったものの、統計的に、他の外部関係者と比べて会計事務所のコメントは採用されにくく、また、地域別では、英国のコメントが受け入れられにくい一方で、米国のコメントは受け入れられやすい傾向にあることを発見している。

Hansen (2011) は、2002年から2004年にかけて公表された5種類の公開草案に対するコメントレターをもとに、IFRS設定に対して影響を及ぼすコメント投稿者の特性を分析している。Hansen (2011) は、コメントレターの情報の質、投稿者によるIASB財団（現IFRS財団）への財務的な貢献の有無、および投稿者の母国の資本市場の規模のそれぞれと当該投稿者にとって望ましい基準が設定されることとの間に正の関係があることを指摘している。

### Ⅲ 仮説の設定

コメントレターのIFRS設定への影響についての先行研究は、コメントレターにおける多数意見がIFRS設定に影響を与えていないことを示している (Cortese & Irvine, 2010; Chapple *et al.*, 2010)。このような研究結果は、外部関係者の意見の取込みというIASBデュープロセスの本来の趣旨がうまく果たされていないことを示唆している。そこで、外部関係者からのコメントレターが基準設定に影響力を有するか否かを改めて検証し、IASBデュープロセスの有効性を確認するために以下の仮説を設定し、検証する。

仮説1：外部関係者のコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている。

また、先行研究では、外部関係者の所属組織や地域性の相違によってコメントレターによる意見発信の度合いが異なること (Larson & Herz, 2011, 2013)、コメントレター投稿者自らの利害と関連性の高い問題に対して積極的に意見を発信する傾向があること (Jorissen *et al.*, 2012;

Larson & Herz, 2013; Dobler & Knospe, 2016) などが示されている。しかし、特定の外部関係者によるコメントレーターが基準設定に影響を及ぼしているかどうかについては、否定的な研究結果 (Giner & Arce, 2012) がある一方で、一部の外部関係者によるコメントレーターの影響を肯定する研究結果 (Hansen, 2011; Bamber & McMeeking, 2016) もあり、その点に関して統一的な見解が示されているわけではない。そこで、本研究でも、特定の外部関係者からのコメントレーターが基準設定に影響を及ぼしているか否かを検証するために以下の仮説を設定し、検証する。

仮説2：特定の外部関係者のコメントレーターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている。

以上の仮説をIASBによる提案の採否と同提案に対するコメントレーターの賛成意見数、不賛成意見数、および賛成率とが統計的に有意な関係にあるかどうかを調査することによって検証する。

## IV 検証方法

### 1 データの収集

本研究では、IASBによって2013年に公表された『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』(IASB, 2013, 以下、『討議資料』)、2015年に公表された『公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」』(IASB, 2015a, 以下、『公開草案』) および『討議資料』に対するコメントレーター (IASB, 2014a) を利用して、基準設定におけるコメントレーターの影響の有無を検証した。

概念フレームワークは、IFRSではないが、例えば、保険契約、鉱産物、リースなどのように、特定の外部関係者のみがとりわけ高い関心を有するトピックではなく、IFRS設定のための文字通り枠組みを提供するものであり、外部関係者の関心を等しく喚起すると考えられる。実際、多様な外部関係者から多数のコメントが投稿されている。概念フレームワーク改訂プロジェクトの一環としてIASBから公表された2006年の『討議資料』(IASB, 2006) には179通、2008年の『公開草案』(IASB, 2008) には139通、2013年の『討議資料』には228通、2015年の『公開草案』には233通のコメントレーターがそれぞれ投稿されている。2006年から2012年までの間にIASBが公表した56のデュープロセス文書に対して8,825通のコメントレーターが投稿されており (Dobler & Knospe, 2016)、したがって、1文書当たりの平均コメントレーター数は約157通であるから、一連の概念フレームワークに関するデュープロセス文書は、2008年の『公開草案』を除き、平均を上回るコメントを集めたといえる。

『討議資料』では、外部関係者に対してコメントを募る26項目の質問がIASBによってあらかじめ用意されていた。そこで、まず、それらの質問をもとに論点を識別した。次に、当該論点



に対するコメントレターの賛否および当該論点の『公開草案』における採否を調査し、当該論点に対するコメントレターの賛否を説明変数、当該論点の『公開草案』における採否を被説明変数とし、データセットとした。

『討議資料』で用意された26項目の質問には、1項目で複数の論点についての賛否を問うものがあったため、そのような場合には、当該質問を内容に応じて複数の論点に分割した。また、賛否を問うのではなく、見解のみを問う質問もあったため、そのような質問はデータ取得対象からは除外した。その結果、データ取得対象となる論点は53項目となった。

次に、分析対象とするコメントレターを選別し、上記53項目の論点に対するコメントレターにおける賛成意見数および不賛成意見数を論点ごとに集計した。IASB (2014b) では、『討議資料』に対して221通のコメントレターが投稿されたことが報告されていたが、IASBのウェブサイト上では、コメントレター投稿者リストとコメントレターとして投稿された254通の文書ファイルが入手可能であった<sup>7)</sup>。これらのリストと文書ファイルをもとにデータを取得したが、254通の文書ファイルには、同一の組織が複数の文書を投稿したものも含まれていた。そこで、本研究では、同一組織が投稿した複数の文書は、合わせて1通のコメントレターとみなした。ただし、同一組織からであっても投稿者名が異なる場合には、個別のコメントレターとみなした。加えて、複数の組織が、共同でコメントレターを作成し、それら組織それぞれが投稿していた場合にも、それらを個別のものとして識別した。また、中には、自らの意見のみを述べ、設定された質問に対する回答を全く表明していないものなどもあった。このようなコメントレターはサンプルから除外した。その結果、サンプルとして採用されたコメントレターは231通となった(表1)。

表1 コメントレター投稿者の内訳

投稿者区分	ヨーロッパ	アジア オセアニア	北アメリカ	ラテン アメリカ	アフリカ	国際的組織	地域不明	所属別 合計
作成者 / 一般事業	26	7	7	1				41
作成者 / 金融	9	3	4	2		2		20
作成者 / 協同組合	13	1	2	4		2		22
会計基準設定主体	14	11	1	3	1	1		31
学識者	11	8	6	2	1	1		29
会計専門職団体	10	6	1	2	2	2		23
利用者	15	1	2			1		19
会計事務所	4	1			1	8		14
規制主体	5	4	1	1		3		14
個人		4	1	1			2	8
その他	3	2	1			3	1	10
地域別合計	110	48	26	16	5	23	3	231

(出所) コメントレターをもとに著者作成

表2 コメントレーター区分別集計

パネル A			パネル B		
投稿者所属区分	投稿数	割合	投稿者地域区分	投稿数	割合
財務報告作成者	83	35.9%	ヨーロッパ	110	48.2%
会計基準設定主体・規制主体	45	19.5%	アジア・オセアニア	48	21.1%
会計専門職	37	16.0%	北アメリカ	26	11.4%
学識者	29	12.6%	ラテンアメリカ・アフリカ	21	9.2%
財務報告利用者	19	8.2%	国際的組織	23	10.1%
個人その他	18	7.8%	合計	228	100.0%
合計	231	100.0%			

  

パネル C		
IFRS 適用状況区分	投稿数	割合
国内企業強制適用国	149	65.6%
国内企業非強制適用国	35	15.4%
国際的組織等	43	18.9%
合計	227	100.0%

(出所) コメントレーターをもとに著者作成

また、これら231通のコメントレーターを投稿者の所属、地域、およびIFRS適用状況のそれぞれに基づき区分した上で、区分ごとの各論点への賛成意見数および不賛成意見数を集計した。所属については、財務報告作成者、会計基準設定主体・規制主体、会計専門職（会計事務所および会計専門職団体）、学識者、財務報告利用者、個人その他の六つに、地域については、ヨーロッパ、アジア・オセアニア、北アメリカ、ラテンアメリカ・アフリカ、国際的組織の五つに区分した。IFRS適用状況については、国内企業にIFRSを強制適用している国からのコメントレーター、国内企業にIFRSを強制適用していない国からのコメントレーター、ならびに国際的な会計事務所およびグローバルあるいは地域横断的な連盟や組織からのコメントレーターの三つに区分した。所属別分類では231通が、地域別分類では投稿者の所在地域が不明な3通を除いた228通が、IFRS適用状況別分類では投稿者の所在国が識別できない4通を除いた227通がサンプルとなった（表2）。

最後に、コメントレーターで問われた53の質問項目に対する賛否が、『討議資料』に次いで公表された『公開草案』に反映されたかどうかを調べるため、『討議資料』における53項目の論点が『公開草案』で採用されたのか、それとも不採用となったのかを調査した。当該論点が『討議資料』での提案通りに『公開草案』で記述されていれば採用、そうでなければ不採用とみなした。

## 2 モデルの設定

上記の方法によって取得したデータに対して、まずは、2種類の回帰モデルを設定し、プロビット分析を行った。モデルはいずれも『討議資料』における論点*i*の『公開草案』での採否

を被説明変数とし、モデル1は論点*i*に対する賛成意見数と不賛成意見数を、モデル2は論点*i*においてコメントレター回答数に対して賛成意見数が占める割合いを説明変数とした。

$$\text{モデル1 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YES}_i + \beta_2 \text{NO}_i + \varepsilon$$

$$\text{モデル2 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YPRO}_i + \varepsilon$$

Adoption<sub>*i*</sub> : 論点*i*が『公開草案』で採用されていれば1, 不採用であれば0

YES<sub>*i*</sub> : 論点*i*へのコメントレター賛成意見数

NO<sub>*i*</sub> : 論点*i*へのコメントレター不賛成意見数

YPRO<sub>*i*</sub> : 論点*i*への回答数に対する賛成意見数の割合

次に、コメントレターへの回答を投稿者の所属に基づき区分したデータをモデル1および2のそれぞれを修正した下記のモデル3および4に当てはめ、所属に基づき区分された回答と『公開草案』における採否との関係について分析を行った。

$$\text{モデル3 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YES}_{s1,i} + \beta_2 \text{NO}_{s1,i} + \dots + \beta_{11} \text{YES}_{s6,i} + \beta_{12} \text{NO}_{s6,i} + \varepsilon$$

$$\text{モデル4 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YPRO}_{s1,i} + \beta_2 \text{YPRO}_{s2,i} + \dots + \beta_6 \text{YPRO}_{s6,i} + \varepsilon$$

Adoption<sub>*i*</sub> : 論点*i*が『公開草案』で採用されていれば1, 不採用であれば0

YES<sub>sn,i</sub> : 論点*i*への所属区分 sn における賛成意見数

NO<sub>sn,i</sub> : 論点*i*への所属区分 sn における不賛成意見数

YPRO<sub>sn,i</sub> : 論点*i*への所属区分 sn における回答数に対する賛成意見数の割合

同様に、コメントレターにおける回答を投稿者の地域属性に基づき区分したデータをモデル1および2のそれぞれを修正した下記のモデル5および6に当てはめ、地域に基づき区分された回答と『公開草案』における採否との関係について分析を行った。

$$\text{モデル5 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YES}_{r1,i} + \beta_2 \text{NO}_{r1,i} + \dots + \beta_9 \text{YES}_{r5,i} + \beta_{10} \text{NO}_{r5,i} + \varepsilon$$

$$\text{モデル6 : } \text{Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YPRO}_{r1,i} + \beta_2 \text{YPRO}_{r2,i} + \dots + \beta_5 \text{YPRO}_{r5,i} + \varepsilon$$

Adoption<sub>*i*</sub> : 論点*i*が『公開草案』で採用されていれば1, 不採用であれば0

YES<sub>rn,i</sub> : 論点*i*への地域区分 rn における賛成意見数

NO<sub>rn,i</sub> : 論点*i*への地域区分 rn における不賛成意見数

YPRO<sub>rn,i</sub> : 論点*i*への地域区分 rn における回答数に対する賛成意見数の割合

さらに、コメントレターにおける回答を国内企業にIFRSを強制適用しているか否かに基づき区分したデータをモデル1および2のそれぞれを修正した下記のモデル7および8に当ては

め、IFRSの適用状況に基づき区分された回答と『公開草案』における採否との関係について分析を行った。

$$\text{モデル7: Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YES}_{m1,i} + \beta_2 \text{NO}_{m1,i} + \dots + \beta_5 \text{YES}_{m3,i} + \beta_6 \text{NO}_{m3,i} + \varepsilon$$

$$\text{モデル8: Adoption}_i = \beta_0 + \beta_1 \text{YPRO}_{m1,i} + \beta_2 \text{YPRO}_{m2,i} + \beta_3 \text{YPRO}_{m3,i} + \varepsilon$$

Adoption<sub>i</sub>: 論点 i が『公開草案』で採用されていれば 1, 不採用であれば 0

YES<sub>mn,i</sub>: 論点 i への IFRS 適用状況区分 mn における賛成意見数

NO<sub>mn,i</sub>: 論点 i への IFRS 適用状況区分 mn における不賛成意見数

YPRO<sub>mn,i</sub>: 論点 i への IFRS 適用状況区分 mn における回答数に対する賛成意見数の割合

各分析モデルにおいて、YES あるいは YPRO の係数が、統計的に有意にプラスであれば、当該説明変数と『公開草案』での各論点の採用との間に正の関係、すなわち賛成意見数が多いあるいは賛成率が高い論点は採用されやすいという関係が、統計的に有意にマイナスであれば負の関係、すなわち賛成意見数が多いあるいは賛成率が高い論点は採用されにくいという関係が存在することを示唆する。一方、NO の係数が統計的に有意にマイナスであれば、コメントレターにおける不賛成意見数と『公開草案』での各論点の採用との間に負の関係、すなわち不賛成意見数が多い論点は採用されにくいという関係が、プラスであれば正の関係、すなわち不賛成意見数が多い論点は採用されやすいという関係があることを意味する。

## V 分析結果

### 1 記述統計量

非説明変数と説明変数の記述統計量が表3-1から表3-4において示されている。

まず、Adoptionの平均値が0.4906となっており、『討議資料』をもとに設定された論点の『公開草案』における採用率は49.06%（53の論点のうち26の論点を採用）であったことがわかる。したがって、約半数の論点が『公開草案』において何らかの修正を加えられている。

また、ある論点への賛成率を示すYPROについては、全体の平均値は69.94%となっていたが、それに対して、所属別平均値では、個人その他のものが最も高く（72.33%）、次いで会計専門職（71.79%）となっており、学識者のものが最も低かった（65.04%）。また、地域別平均値では、ラテンアメリカ・アフリカのものが最も高く（80.67%）、次いで国際的組織（75.41%）となっており、アジア・オセアニアが最も低く（66.84%）、IFRS適用別平均値では、IFRSを自国企業に強制適用していない国のものが最も高く（73.28%）、IFRS強制適用国が最も低かった（69.20%）。

表3-1 記述統計量 (サンプル全体)

Variable	Mean	Median	Std. Dev.	Min	Max
Adoption	0.4906	0	0.5047	0	1
YES	88.3019	89	23.9106	33	142
NO	38.7170	31	23.1429	6	109
YPRO	0.6994	0.7395	0.1666	0.2430	0.9460

表3-2 記述統計量 (所属別)

Variable	Mean	Median	Std. Dev.	Min	Max
Adoption	0.4906	0	0.5047	0	1
YES_Pre	24.9811	24	9.6247	7	55
NO_Pre	11.4906	9	9.9046	1	44
YPRO_Pre	0.7001	0.7586	0.2076	0.1370	0.9773
YES_SS&R	22.7170	23	6.2646	7	35
NO_SS&R	9.8868	8	6.1976	0	31
YPRO_SS&R	0.7006	0.7241	0.1765	0.1842	1
YES_AP	20.6226	21	5.2155	7	32
NO_AP	8.1132	8	4.6354	1	20
YPRO_AP	0.7179	0.7273	0.1643	0.2593	0.9700
YES_Aca	7.9434	8	2.3972	3	14
NO_Aca	4.4906	4	2.7778	0	13
YPRO_Aca	0.6504	0.6667	0.1812	0.3077	1
YES_User	5.6981	5	3.3026	0	14
NO_User	2.3019	2	2.3582	0	11
YPRO_User	0.7089	0.7500	0.2672	0	1
YES_I&O	6.3396	7	1.9995	1	12
NO_I&O	2.4340	2	1.6929	0	8
YPRO_I&O	0.7233	0.7500	0.1864	0.1111	1

Pre: 財務報告作成者 SS&R: 会計基準設定主体・規制主体 AP: 会計専門職 Aca: 学識者  
User: 財務報告利用者 I&O: 個人その他

表3-3 記述統計量 (地域別)

Variable	Mean	Median	Std. Dev.	Min	Max
Adoption	0.4906	0	0.5047	0	1
YES_Euro	42.0377	42	13.0192	9	73
NO_Euro	19.8113	15	13.5307	1	63
YPRO_Euro	0.6875	0.7333	0.1931	0.1250	0.9760
YES_AO	18.5094	19	5.2974	7	34
NO_AO	9.4151	9	5.3040	1	24
YPRO_AO	0.6684	0.7037	0.1717	0.2410	0.9630
YES_NA	9.6981	10	2.9909	1	15
NO_NA	3.7170	4	2.2903	0	10
YPRO_NA	0.7194	0.7500	0.1885	0.1250	1
YES_LA&Af	8.0000	81	2.2275	4	15
NO_LA&Af	2.0000	2	1.9014	0	7
YPRO_LA&Af	0.8067	0.8750	0.1734	0.4550	1
YES_Int	10.0566	10	3.2011	4	18
NO_Int	3.5094	3	2.8190	0	13
YPRO_Int	0.7541	0.7500	0.7692	0.2780	1

Euro : ヨーロッパ

AO : アジア・オセアニア

NA : 北アメリカ

LA&amp;Af : ラテンアメリカ・アフリカ

Int : 国際的組織

表3-4 記述統計量 (IFRS 適用状況別)

Variable	Mean	Median	Std. Dev.	Min	Max
Adoption	0.4906	0	0.5047	0	1
YES_Man	57.1698	57	15.5770	19	96
NO_Man	26.0189	23	15.6100	3	71
YPRO_Man	0.6920	0.7073	0.1734	0.2110	0.9510
YES_Others	13.1509	13	4.0115	5	21
NO_Others	4.8868	4	3.4899	0	12
YPRO_Others	0.7328	0.7619	0.1781	0.3330	1
YES_Int	17.9057	18	6.0296	5	33
NO_Int	7.5094	7	5.3264	1	26
YPRO_Int	0.7103	0.7308	0.1831	0.1880	0.9706

Man : 国内企業強制適用国 Others : 国内企業非強制適用国 Int : 国際的組織等

## 2 検定結果

サンプル全体の検定結果（表4-1）をみると、『討議資料』における提案事項への賛成意見数および賛成率と『公開草案』における当該提案の採用とに5%水準で有意な正の関係がみられる。しかしながら、不賛成意見数と『公開草案』における当該提案の採否との間に統計的に有意な関係はみられなかった。したがって、賛成意見数が多い、あるいは賛成率が高い場合に、当該提案は採用されやすいことは示唆されるものの、不賛成意見数と当該提案の不採用との間に関係性は発見できず、仮説1「外部関係者からのコメントレーターはIASBによる基準設定に影響を及ぼしている」は支持されないという結果となった。

特定の外部関係者の影響については、まず、所属別の検定結果（表4-2）をみると、提案事項への会計専門職の賛成率と当該提案の採用との間に5%水準で有意な正の関係がみられるものの、その他については、特定の所属区分における投稿者の提案事項への賛成意見数、不賛成意見数および賛成率と当該提案事項の採否とに有意な関係は見出せない。これらより、投稿者を所属に基づき分類した場合において、仮説2「特定の外部関係者からのコメントレーターがIASBによる基準設定に影響を及ぼしている」は支持されないという結果となった。

また、モデル3の検定結果では、財務報告作成者の不賛成意見数と当該提案の採用との間に10%水準ではあるが、有意な正の関係が観察され、財務報告作成者が反対したIASB提案が採用される傾向があることが示唆されている。

次に、投稿者の地域別の検定結果（表4-3）をみると、アジア・オセアニアの賛成意見数とIASB提案の採用との間に有意な正の関係が、北アメリカの賛成意見数とIASB提案の採用との間に有意な負の関係がみられるが、いずれも10%水準での有意性となっており、有意水準は高いとはいえない。その他については、特定の地域区分における提案事項への賛成意見数、不賛成意見数および賛成率と当該提案の採否とに有意な関係はみられない。このことから、投稿者の地域別分類においても、仮説2「特定の外部関係者からのコメントレーターがIASBによる基準設定に影響を及ぼしている」は支持されない結果となった。

最後に、IFRSの適用状況別の検定結果（表4-4）をみると、提案事項に対するIFRS非強制適用国の賛成率と当該提案の採用とに5%水準で有意な負の関係が、国際的組織等の賛成率と当該提案の採用とに5%水準で有意な正の関係がみられる。このことから、国際的組織等が賛成した提案が採用される傾向にあることは示唆されるものの、IFRS強制適用の有無とコメントレーターの影響との間に明示的な関係は見出せない。IFRS適用状況別分類においても、仮説2「特定の外部関係者からのコメントレーターがIASBによる基準設定に影響を及ぼしている」は支持されない結果となった。

表4-1 サンプル全体の検定結果 (Probit Regressions)

モデル1	YES	Coef.	0.0264 **	Log likelihood	Pseudo R2	N	
		Std. Err.	0.0118				-31.9161
	NO	Coef.	0.0005				
		Std. Err.	0.0104				
	_cons	Coef.	-2.3555 *				
Std. Err.		1.3257					
モデル2	YPRO	Coef.	2.9452 **	Log likelihood	Pseudo R2	N	
		Std. Err.	1.1693				-33.2508
	_cons	Coef.	-2.0846 **				
		Std. Err.	0.8382				

\*\*\*: 1%水準で有意    \*\*: 5%水準で有意    \*: 10%水準で有意

表4-2 属性別の検定結果 (Probit Regressions)

モデル3	財務報告作成者			会計基準設定主体・規制主体			会計専門職			
	YES_Pre	Coef.	0.0527	YES_SS&R	Coef.	-0.0138	YES_AP	Coef.	-0.0074	
		Std. Err.	0.0425		Std. Err.	0.1308		Std. Err.	0.1664	
	NO_Pre	Coef.	0.0820 *	NO_SS&R	Coef.	-0.0414	NO_AP	Coef.	-0.1575	
		Std. Err.	0.0429		Std. Err.	0.1321		Std. Err.	0.1780	
		学識者			財務報告利用者			個人その他		
	YES_Aca	Coef.	0.0102	YES_User	Coef.	-0.0324	YES_I&O	Coef.	0.1315	
		Std. Err.	0.1448		Std. Err.	0.1000		Std. Err.	0.2151	
	NO_Aca	Coef.	0.1017	NO_User	Coef.	-0.2017	NO_I&O	Coef.	-0.2098	
		Std. Err.	0.1266		Std. Err.	0.1434		Std. Err.	0.1873	
	Constant			Log likelihood			Pseudo R2    N			
_cons	Coef.	-0.4423		-26.4825		0.2789		53		
	Std. Err.	2.5176								
モデル4	財務報告作成者			会計基準設定主体・規制主体			会計専門職			
	YPRO_Pre	Coef.	-1.3473	YPRO_SS&R	Coef.	-0.4235	YPRO_AP	Coef.	5.0410 **	
		Std. Err.	1.7091		Std. Err.	2.0373		Std. Err.	2.1557	
		学識者			財務報告利用者			個人その他		
	YPRO_Aca	Coef.	-1.5368	YPRO_User	Coef.	1.1379	YPRO_I&O	Coef.	1.6791	
		Std. Err.	1.6780		Std. Err.	1.0391		Std. Err.	1.4299	
		Constant			Log likelihood			Pseudo R2    N		
	_cons	Coef.	-3.4672 ***		-29.6550		0.1926		53	
		Std. Err.	1.2092							

\*\*\*: 1%水準で有意    \*\*: 5%水準で有意    \*: 10%水準で有意



表4-3 地域別の検定結果 (Probit Regressions)

モデル5	ヨーロッパ			アジア・オセアニア			北アメリカ		
YES_Euro	Coef.	0.0216	YES_AO	Coef.	0.2356 *	YES_NA	Coef.	-0.2354 *	
	Std. Err.	0.0575		Std. Err.	0.1250		Std. Err.	0.1342	
NO_Euro	Coef.	-0.0211	NO_AO	Coef.	0.1157	NO_NA	Coef.	-0.1369	
	Std. Err.	0.0594		Std. Err.	0.1157		Std. Err.	0.2104	
ラテンアメリカ・アフリカ			国際的組織						
YES_LA&Af	Coef.	0.2114	YES_Int	Coef.	-0.1283				
	Std. Err.	0.2457		Std. Err.	0.1512				
NO_LA&Af	Coef.	0.3760	NO_Int	Coef.	-0.1707				
	Std. Err.	0.2365		Std. Err.	0.1305				
Constant			Log likelihood	Pseudo R2	N				
_cons	Coef.	-3.6181 *		-25.6685	0.3011	53			
	Std. Err.	2.0177							
モデル6	ヨーロッパ			アジア・オセアニア			北アメリカ		
YPRO_Euro	Coef.	1.8942	YPRO_AO	Coef.	2.7053	YPRO_NA	Coef.	-1.7760	
	Std. Err.	2.7236		Std. Err.	2.0768		Std. Err.	1.9689	
ラテンアメリカ・アフリカ			国際的組織						
YPRO_LA&Af	Coef.	-1.8102	YPRO_Int	Coef.	1.4278				
	Std. Err.	1.2094		Std. Err.	1.6891				
Constant			Log likelihood	Pseudo R2	N				
_cons	Coef.	-1.4914		-30.5580	0.1680	53			
	Std. Err.	1.1475							

\*\*\*: 1%水準で有意 \*\* : 5%水準で有意 \* : 10%水準で有意

表4-4 IFRS 適用状況別の検定結果 (Probit Regressions)

モデル7	国内企業強制適用国			国内企業非強制適用国			国際的組織等		
YES_Man	Coef.	-0.0149	YES_Others	Coef.	0.0102	YES_Int	Coef.	0.1083	
	Std. Err.	0.0447		Std. Err.	0.0825		Std. Err.	0.0794	
NO_Man	Coef.	-0.0446	NO_Others	Coef.	0.1818	NO_Int	Coef.	-0.0355	
	Std. Err.	0.0467		Std. Err.	0.1125		Std. Err.	0.0932	
Constant			Log likelihood	Pseudo R2	N				
_cons	Coef.	-0.6939		-29.2557	0.2034	53			
	Std. Err.	1.7301							
モデル8	国内企業強制適用国			国内企業非強制適用国			国際的組織等		
YPRO_Man	Coef.	2.5035	YPRO_Others	Coef.	-3.7596 **	YPRO_Int	Coef.	4.2507 **	
	Std. Err.	2.3733		Std. Err.	1.9189		Std. Err.	2.0264	
Constant			Log likelihood	Pseudo R2	N				
_cons	Coef.	-2.0462 **		-29.7029	0.1913	53			
	Std. Err.	0.9069							

\*\*\*: 1%水準で有意 \*\* : 5%水準で有意 \* : 10%水準で有意

## VI 結び

本研究では、外部関係者からのコメントレーターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かを、『討議資料』に対するコメントレーターにおけるIASB提案への賛成意見数および不賛成意見数をもとに検証した。また、加えて、特定の外部関係者からのコメントレーターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かについても同様な方法で検証した。分析結果から以下の点が指摘できる。

まず、『討議資料』に対する外部関係者からのコメントレーターの影響については、モデル1の結果から、賛成意見数がIASB提案の採用を促している可能性が示唆されるものの、不賛成意見数が提案内容の修正に結びついているとはいえない。一方、モデル2の結果からは、賛成意見数の割合の高低がIASB提案の採否と結び付いていることが示唆される。これらの結果から、コメントレーターにおける賛成意見数が多い提案は採用されやすい傾向にあることはうかがえるものの、否定的な意見が多い提案が不採用となって修正案が提示される傾向があるということの確認できなかった。

また、モデル1の結果に、『討議資料』での提案が『公開草案』において継続的に採用された割合が約49%であることおよび『討議資料』での提案への賛成率の平均値が69.94%であることを加味すると、不賛成意見数が多くても当該提案が採用される、あるいは不賛成意見数が少なくても当該提案が採用されない（修正される）場合があるといえ、したがって、IASBは不賛成意見数とは無関係に、IASBにとって合理的と認められるような不賛成意見であれば少数であってでも取り入れ、提案を修正している可能性が示唆される。

次に、『討議資料』に対する特定の外部関係者からのコメントレーターの影響については、モデル3の結果から、財務報告作成者からの反対意見数の多い提案が採用されやすい傾向が、また、モデル4の結果から、会計専門職による賛成意見数の割合の高い提案が採用されやすい傾向が示されるものの、投稿者を所属別に分類した場合において、総じて、IASBが特定の外部関係者からの賛成意見数あるいは不賛成意見数の影響を受け、提案内容の採否を決定している可能性は見出せない。

さらに、モデル5およびモデル6の結果は、北アメリカから投稿されたコメントレーターにおいて賛成意見数の多い提案が不採用となる傾向にあることを示すものの、地域別に分類された特定の外部関係者からの賛成意見数あるいは不賛成意見数の影響を受け、IASBが提案内容の採否を決定していることを示すものではない。

最後に、IFRSの適用状況に基づく分析については、モデル7の結果から、IFRSの適用状況にかかわらず、特定の外部関係者からの賛成意見数あるいは不賛成意見数の影響を受け、提案内容の採否を決定している可能性は見出せない。また、モデル8の結果からは、国際的組織および地域レベルの組織の賛成意見数の割合が基準設定に影響を及ぼしている可能性が示され

る。しかし、これらの結果から、IFRSの適用状況に限った場合、強制適用国、非強制適用国ともに、投稿したコメントレターの賛成意見数、不賛成意見数および賛成率がIASB提案の採否に影響を及ぼしている有力な証拠は見出せない。とりわけ非強制適用国のコメントレターについては、賛成率の高低と相反する結果となる傾向が示されている。

以上の結果から、外部関係者からのコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があることを示す有力な証拠を発見することはできず、本研究において設定した仮説1「外部関係者のコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている」および仮説2「特定の外部関係者のコメントレターがIASBの基準設定に影響を及ぼしている」のいずれも支持する結果は得られなかった。

ただし、今回の結果をもって、IASBのデュープロセスにおいてコメントレターが軽視されているとみなすことは早計であろう。というのも本研究では、賛成意見数、不賛成意見数、および賛成率といった定量的な尺度をもとにコメントレターの基準設定への影響を検証したが、基準設定はコメントレターにおける賛成や不賛成の意見数ではなく、むしろコメントレターの持つ意見内容に強い影響を受けている可能性があるためである。このような見解に基づくならば、外部関係者からのコメントレターが、IASBの基準設定に影響を及ぼしている可能性があるか否かを検証するためには、コメントレターの定量的な尺度に基づく分析だけではなく、定性的な分析も合わせて行う必要がある。

また、本研究では、概念フレームワーク改訂プロジェクトへのコメントレターのみを分析対象としたが、他のプロジェクトへのコメントレターを利用して追検証し、コメントレター全般についても同様な結果となるのか否かを確認する必要もある。

その他にも、53に分けた論点を重要度に応じて重み付けるべきかどうか、外部関係者の区分や分析モデルは適当であるのか、コメントレターでの見解を賛成と不賛成に二分することが妥当なのかなど、検討、改善すべき余地もいくつか見出せる。

これらの諸問題は今後の研究課題としたい。

## 注

- 1) <https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html> (最終アクセス：2018年9月30日)
- 2) ただし、のれんの非償却処理や開発費の資産計上のような日本基準とは異なる会計処理の適用が可能となることを理由として、日本基準よりもIFRSを選好する関係者もあるであろう。
- 3) ここにおいて「正統性とは、規範、価値、信念および定義の社会的に構築されたあるシステム内において、ある主体の行為が望ましい、正しい、もしくは適切であるとする一般化された認識もしくは仮定」(Suckman, 1995, p.574)をいう。
- 4) <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/#analysis> (最終アクセス：2018年9月30日)
- 5) <http://www.un.org/en/member-states/index.html> (最終アクセス：2018年9月30日)
- 6) <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion.html> (最終アクセス：2018年9月30日)
- 7) <https://www.ifrs.org/projects/2018/conceptual-framework/comment-letters-projects/dp-review-of-conceptual-framework/#comment-letters> (最終アクセス：2018年9月30日)

## 参考資料

- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) (2017). *Research paper no.3: analyst views on financial information regarding goodwill*. Tokyo, ASBJ.
- Bamber, M., and McMeeking, K. (2016). An examination of international accounting standard-setting due process and the implications for legitimacy. *British Accounting Review*, 48(1), 59-73.
- Bengtsson, E. (2011). Repoliticalization of accounting standard-setting – the IASB, the EU and the global financial crisis. *Critical Perspectives on Accounting*, 22(6), 567-580.
- Buckmaster, D., Saniga, E., and Tadesse, S. (1994). Measuring lobbying influence using the Financial Accounting Standards Board. *Journal of Economic and Social Measurement*, 20 (4), 331-356.
- Chapple, S., Moerman, L., and Rudkin, K. (2010). IFRIC 13: accounting for “customer loyalty programmes”. *Accounting Research Journal*, 23(2), 124-145.
- Cortese, C., and Irvine, H. (2010). Investigating international accounting standard setting: the black box of IFRS 6. *Research in Accounting Regulation*, 22, 87-95.
- Dobler, M., and Knosp, O. (2016). Constituents’ formal participation in the IASB’s due process: new insights into the impact of country and due process document characteristics. *Journal of Governance and Regulation*, 5(3), 50-66.
- Durocher, S., Fortin, A., and Côté, L. (2007). Users’ participation in the accounting standard-setting process: a theory-building study. *Accounting, Organizations and Society*, 32 (1-2), 29-59.
- Durocher, S., and Fortin, A. (2011). Practitioners’ participation in the accounting standard-setting process. *Accounting and Business Research*, 32(1), 29-50.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) (2017). *EFRAG discussion paper: goodwill impairment test: can it be improved?* Brussels, EFRAG.
- Fülbier, R.U., Hitz, J.M., and Sellhorn, T. (2009). Relevance of academic research and researchers’ role in the IASB’s financial reporting standard setting. *Abacus*, 45(4), 455-492.
- Georgiou, G. (2010). The IASB standard-setting process: participation and perceptions of financial statement users. *British Accounting Review*, 42(2), 103-118.
- Giner, B., and Arce, M. (2012). Lobbying on accounting standards: evidence from IFRS 2 on share-based payments. *European Accounting Review*, 21 (4), 655-691.
- Gipper, B., Lombardi, B., and Skinner, D.J. (2013). The politics of accounting standard-setting: a review of empirical research. *Australian Journal of Management*, 38(3), 523-551.
- Hansen, T.B. (2011). Lobbying of the IASB: an empirical investigation. *Journal of International Accounting Research*, 10(2), 57-75.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2006). *Discussion paper, preliminary views on an improved conceptual framework for financial reporting: the objective of financial reporting and qualitative characteristics of decision-useful financial reporting information*. London, IASC Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2008). *Exposure draft of an improved conceptual framework for financial reporting: chapter 1: the objective of financial reporting, chapter 2: qualitative characteristics and constraints of decision-useful financial reporting information*. London, IASC Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2013). *A review of the conceptual framework for financial reporting* (『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し). London, IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2014a). *Comment letters no.1-228*. London, IFRS Foundation (<https://www.ifrs.org/projects/2018/conceptual-framework/comment-letters-projects/dp-review-of-conceptual-framework/#comment-letters> [最終アクセス：2018年9月30日]).
- International Accounting Standards Board (IASB) (2014b). *Staff paper: conceptual framework: high level overview of feedback on the discussion paper*. London, IFRS Foundation (<https://www.ifrs.org/-/media/project/conceptual-framework/discussion-paper/published-documents/dp-feedback-conceptual-framework.pdf> [最終アクセス：2018年9月30日]).
- International Accounting Standards Board (IASB) (2015a). *Exposure draft: conceptual framework for financial reporting* (『公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」』). London, IFRS Foundation.

- International Accounting Standards Board (IASB) (2015b). *Basis for conclusions on the exposure draft: conceptual framework for financial reporting* (『結論の根拠：公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク』』). London, IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2016a). *Constitution*. London, IFRS Foundation (<https://www.ifrs.org/-/media/feature/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/ifrs-foundation-constitution.pdf?l1a=en&hash=6152EE0474D3331AC616CDA581DDE9FF3E2A3450> [最終アクセス：2018年9月30日]).
- International Accounting Standards Board (IASB) (2016b). *Due Process Handbook*. London, IFRS Foundation (<https://www.ifrs.org/-/media/feature/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook.pdf> [最終アクセス：2018年9月30日]).
- International Accounting Standards Board (IASB) (2017). *IFRS standards* (『IFRS基準』(2017), IFRS財団編集, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳, 中央経済社). London, IFRS Foundation.
- Jorissen, A., Lybaert, N., and Van de Poel, K. (2006). Lobbying towards a global standard setter – do national characteristics matter? an analysis of the comment letters written to the IASB. In Georgiou, G., and Gaber, M. (Eds.), *International accounting – standards, regulations, financial reporting* (pp.1-40). Amsterdam, Elsevier.
- Jorissen, A., Lybaert, N., Orens, R., and van der Tas, L. (2012). Formal participation in the IASB's due process of standard setting: a multi-issue/multi-period analysis. *European Accounting Review*, 21(4), 693-729.
- Jorissen, A., Lybaert, N., Orens, R., and van der Tas, L. (2013). A geographic analysis of constituents' formal participation in the process of international accounting standard setting: do we have a level playing field? *Journal of Accounting and Public Policy*, 32(4), 237-270.
- Katselas, D., Birt, J., and Kang, X.H. (2011). International firm lobbying and ED 8 operating segments. *Australian Accounting Review*, 57(21), 154-166.
- Kwok, W.C.C., and Sharp, D. (2005). Power and international standard setting: evidence from segment reporting and intangible assets projects. *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 18(1), 74-99.
- Larson, R.K. (2007). Constituent participation and the IASB's International Financial Reporting Interpretations Committee. *Accounting in Europe*, 4(2), 207-254.
- Larson, R.K., and Herz, P.J. (2011). The academic community's participation in global accounting standard-setting. *Research in Accounting Regulation*, 23(1), 34-45.
- Larson, R.K., and Herz, P.J. (2013). A multi-issue/multi-period analysis of the geographic diversity of IASB comment letter participation. *Accounting in Europe*, 10(1), 99-151.
- Orens, R., Jorissen, A., Lybaert, N., and van der Tas, L. (2011). Corporate lobbying in private accounting standard setting: does the IASB have to reckon with national differences? *Accounting in Europe*, 8(2), 211-234.
- Pelger, C., and Spieß, N. (2017). On the IASB's construction of legitimacy – the case of the agenda consultation project. *Accounting and Business Research*, 47(1), 64-90.
- Richardson, A.J., and Eberlein, B. (2011). Legitimizing transnational standard-setting: the case of the International Accounting Standards Board. *Journal of Business Ethics*, 98(2), 217-245.
- Standish, P. (2003). Evaluating national capacity for direct participation in international accounting harmonization: France as a test case. *Abacus*, 39(2), 186-210.
- Suchman, M.C. (1995). Managing legitimacy: strategic and institutional approaches. *The Academy of Management Review*, 20(3), 571-610.
- Sutton, T.G. (1984). Lobbying of accounting standard-setting bodies in the U.K. and the U.S.A.: a downsian analysis. *Accounting, Organizations and Society*, 9(1), 81-95.
- Tandy, P.R., and Wilburn, N.L. (1992). Constituent participation in standard-setting: the FASB's first 100 statements. *Accounting horizons*, 6(2), 47-58.